

(別紙)

「無料低額介護老人保健施設利用事業等に係る実施状況」記載要領

1 様式3、4 無料低額老健施設、介護医療院利用事業

- ・対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日です。
- ・青色の欄のみ入力してください。白色の欄は、入力不要です。
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を受けている者は、「生保受給者（C）」に算定しないでください。
- ・各項目の詳しい記載方法については、様式下部に記載されている（注）をご確認ください。
- ・回答チェック欄をシートの右端に設け、記載漏れ・誤りがないか確認できるようにしております。「最終確認」の項目が「保存OK」となったことを確認してからご提出ください。

2 様式5 無料低額老健施設利用事業、無料低額介護医療院に関する取組

- ・自治体または施設が実施する、無料低額老健施設利用事業（平成13年社援発1277号、老発275号）に定める基準・無料低額介護医療院事業（平成30年度社援発0220第1号、老発0220第1号）に定める基準に掲げる取組以外の独自の取組がある場合は記載ください。

※各基準は【参考】に記載しております。

3 様式6 無料低額老健施設利用事業、無料低額介護医療院利用事業への意見

- ・事業に対する御意見等があれば、記載ください。

4 留意事項

- ・本通知、記載要領及び提出様式のデータについては、県高齢福祉課HPに掲載しておりますので、下記URLよりダウンロードの上、ご使用ください。

【掲載URL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/muryouteigakukaigoroujinnhokennsisetu.html>

- ・提出様式のExcelデータを提出する際は、県高齢福祉課HPに掲載されているExcelデータのバージョンのまま提出ください。バージョン変更したExcelデータでは、正しく受信されない可能性があります。
- ・記入に際しては、対象者のプライバシーへの配慮が必要なケースも見込まれますので、対象施設において把握可能な範囲での報告をお願いいたします。
- ・集計結果については、法人類型、自治体等別に公表しますので、ご承知おきください。
- ・来年度以降も同様に報告をいただく予定としておりますので、引き続き今回のデータについては、把握及び保管をしていただきますようお願いいたします。

【参考】○無料低額介護老人保健施設利用事業の基準

無料または低額介護老人保健施設利用事業を行う者は、次の項目を遵守すること。

- 1 生計困難者を対象とする費用の減免方法を定めて、これを明示すること。
- 2 利用料は、周辺の介護老人保健施設と比べて入所者等に対し、過重な負担とならない水準のものであること。
- 3 生活保護法による保護を受けている者及び無料または介護保健施設サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた入所者の延数が入所者の総延数の10%以上であること。
- 4 通所介護事業または通所リハビリテーション事業を実施すること。
- 5 家族相談室または家族介護室を設け、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置すること。

○無料又は低額介護医療院利用事業の基準

次の項目のうち、1、2、3及び4に該当するとともに5から7までの項目のうちの二以上の項目に該当すること。

- 1 生計困難者を対象とする費用の減免方法を定めて、これを明示すること。
- 2 利用料は、周辺の介護医療院と比べて入所者等に対し、過重な負担とならない水準のものであること。
- 3 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は介護医療院サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱入所者の総延数の10%以上であること。
- 4 家族相談室又は家族介護室を設け、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置すること。
- 5 通所リハビリテーション事業を実施すること。
- 6 生活保護法による保護を受けている者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談、保健教育等を行うこと。
- 7 特別養護老人ホーム等の地域の福祉施設の職員を対象として定期的に保健医療に関する研修を実施すること。